

上関自然の権利訴訟（環境アセスメント手続きに関する声明）

提訴期日：平成 20 年 12 月 2 日

1. 自然環境の保全

1) 自然は、人間生活にとって、精妙な生態系の中で全ての生命を育む母胎であり限りない恩恵を与えてくれる実在である。即ち、それは、経済活動のための天然資源としての役割を果たしているだけでなく、自然それ自体が精彩で豊かな人間生活の不可欠な構成要素を成している。私たちの社会生活に於けるこの自然の役割や精妙さを思うとき、何よりも、私たちがその固有の価値を高く評価し、保護保全の精神を私たちの身につけた習性或信条とすることこそが、現代の複雑多岐な環境問題への対策の第一歩であると言うべきである。

2. 環境アセスメント手続き

1) 「環境影響評価制度は、事業者自らが広範な人々から意見を聴取しつつ環境影響評価を行って、十分な環境情報の下に適正な環境配慮を行い、国が許認可等によって事業に関与する際に、環境影響評価の結果を適切に反映させるという趣旨の制度である」とされる。この制度の一連の手続きとして事業者は、①環境影響評価方法書、②環境影響評価準備書、③環境影響評価書の各書面を順次作成し、その際に、各書面に対する国民一般及び都道府県知事等の意見に傾聴し、住民参加の観点に立って環境情報の交流を適切に図らなければならない。

2) しかしながら、中国電力株が実施した環境アセスメントは、この本来の環境影響評価制度の一連の手続きを踏まずに、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）施行の際の経過措置によって、環境影響評価法に依る環境アセスメントとして不当に看做され処理されている。

3) そもそも行政指導の定めるところ（所謂、閣議アセス）に従って中国電力株が実施した環境アセスメントは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントに比して、必要とされる記載事項や調査等内容が異なるが故に、中国電力株が実施した環境アセスメント手続きは事実上はじめから欠如していると言わざるを得ない。

4) 行政措置として実施・作成された環境影響調査書面（旧アセス）から法定の環境影響評価準備書面（新アセス）への移行手続きには、その根拠とされる行政措置と成文法との記載事項及び調査等内容には見過ごすことが許されない重大な差異があり、不当かつ違法であると考えられる。

5) とくに、当時において、住民参与としての説明会の開催中止に関してまったくの手続き上の不備がある。中国電力株が当時旧通商産業省に提出した環境影響調査書（環境レポート）の調査等内容が著しく杜撰であった事実は、その後追加調査等が勧告されたことで証明されている。1999年（平成11年）6月12日である環境影響評価法の施行直前の同年4月27日に「駆け込み」手続きで、環境レポートを提出し、その後、公告・縦覧及び説明会の開催を早急に進めて、本来の制度に従っているならば、環境影響評価方法書から慎重に環境アセスメント手続きを行うべきところを故意に外して来たことは、環境影響評価手続きの趣旨を形骸化させる不遜な態度と受けとめざるを得ない。

3. 環境影響評価書（環境アセスメントの結果）の横断的な性格

1) 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの結果（環境影響評価書）は、本件の公有水面埋立免許処分のような他の法律との横断的な関係で、事業の免許等審査に際し、事業者の環境保全の適正な配慮について重要な資料になる性格を有している。その環境影響評価手続きが公明正大に実施されることがなければ、大規模な開発にともなう自然環境の保全はまったく民主的な観点から担保されること期待が出来ない。

2) 環境保全上で重要な意味は、環境影響評価法における環境アセスメントが他の法律との横断的な関係で、免許等処分の要件とされ、それが開発者側に法律上義務づけているところにある。その重要な要件である環境アセスメント手続きが、私たち（環境の保全の見地から意見を有する者たち）の意見を軽視した調査方法や、恣意的な過小評価であっては絶対にならない。

3) 私たち住民の参与による公明正大な調査や評価でなければ、昭和30～40年代（公害の時代）の反省の申し子として制定され、環境破壊の未然防止としての環境影響評価法の真意・真価を民主的な立場からは担保できない。本件の中国電力株による環境アセスメントの結果に基づく環境保全の措置には重大な手続き上の瑕疵があり、環境保全上の適正な配慮を法律上義務づける環境基本法

(平成5年11月19日法律第91号)や環境影響評価法の立法趣旨に背信していると考える。

4. 環境保全上の「適正」な配慮

1) 「適正」とは、恣意に流れることなく、公正かつ客観的な配慮を行うとの趣旨である。環境影響評価法は、事業者に環境アセスメントを実施するにあたっては、一定の任意性を付与している。本当ならば、民主的な観点に立てば、開発者である事業者が自ら環境アセスメントを実施すること自体、環境影響評価手続きの公正さを欠き不当と言わざるを得ないが、現行の環境影響評価法は、事業者が自ら環境影響評価を実施することを認めている。

2) しかしながら、それは、はじめから環境アセスメントの結果に過小な評価や恣意的な調査を許すことを意味しない。環境アセスメントの実施経緯から環境情報の評価等公正さに不遜な姿勢があるならば、それは、明らかに環境アセスメント手続き上での背信行為であり不当かつ違法である。

5. 原発立地の可否や是非によって歪められる環境アセスメントの適否

1) 環境影響評価手続きは、事業それ自体の可否や是非を審査する手続きではない。それ故に、環境アセスメントの実施過程に於いて、事業の可否や是非に対する強権的な意向が環境アセスメントの調査、評価、審査等に恣意的に反映されてはならないことは当然である。

2) スナメリ他原告団は、長島・田ノ浦はラムサール条約への登録にも値する自然環境であると確信している。環境影響評価手続きは、その自然の固有の価値が公明正大な手続きに基づいて科学的に・客観的に、そして何よりも住民参加（環境の保全の見地から意見を有する者）の観点から判断されることを保障すべき制度と考えている。

3) スナメリ他原告団が証言している長島・田ノ浦の自然環境の価値と、現時点でもその電力供給先が未だ不明な上関原子力発電所の建設計画の意味とは、免許等の審査の段階で考慮されるべきものである。

4) それにもかかわらず、特例として通商産業省による行政指導の下で、はじめから免許等処分を念頭に置いて実施されたような中国電力株による恣意的な環境アセスメントの結果は、長島・田ノ浦の自然環境について過小な評価のみで適正な環境保全の配慮がなされているとはとても考えられない。このような環境アセスメントは環境影響評価法の趣旨に背反して違法である。